GYODA 10

Oct.2015
No.832

＊市報ぎょうだ＊ CITY PUBLIC RELATIONS

忍川・さきたま調節池・
酒巻導水路が変わる…
川のまるごと再生プロジェクト展開中!
川の国 埼玉

特 集

祝ギネス世界記録®認定 世界一への軌跡 .. P.2
平成26年度 決算報告 P.6

水田に色の異なる種類の稲を植えて描く田んぼアート。この事業は「行田のおいしいお米や観光地としての行田を広くPRしたい」という思いから、地元農家や関係機関で構成された「田んぼアート米づくり体験事業推進協議会」が主体となって平成20年度から始まりました。

世界最大の田んぼアートの認定を目指すようになったのは、平成23年度。当時、ギネス世界記録として田んぼアートの審査基準がなかったことから、ギネスワールドレコーズ社にカテゴリーの作成を依頼するところからスタートしました。

24年度には「面積1万5千平方メートル以上、2種類以上の稲を使うこと、背景の割合が40パーセント以下であること」と審査基準が示されました。しかし、この年の作品の背景の割合が基準に達しなかったことから挑戦を断念。初めてギネス世界記録の認定審査を受けた25年度は、高温障害により一部の稲に生育不足が見られ、地面が見えてしまったことから「アートとしては未完成」という理由で認定を受けることができませんでした。さらに不運は続き、26年度は大雨の影響で雑草が生い茂り、稲にも生育不足が見られたため申請自体を見送ることに。

「今年こそ認定を」と今年度は高温や害虫などに強い7品種の稲を選定したり、圃場に雑草が生えないように高低差を解消したりと準備を進めました。今年の図柄は「未来へつなぐ古の軌跡」がテーマ。6月13日・14日には田植え作業が行われ、ボランティアや一般参加者総勢813人が約2・8ヘクタールの巨大なキャンバスに古代蓮、地球、子供たち、宇宙、小惑星探査機はやぶさ2を悲願達成への願いを込めて描きました。

祝 ギネス世界記録®認定

世界一への軌跡

ついに、行田の田んぼアートが世界最大のものとしてギネス世界記録に認定されました。これを祝し、今月の特集は「田んぼアート」にスポットを当て、ギネス世界記録達成までの軌跡を紹介するとともに、この事業に携わった方の喜びの声をお届けします。

田植えボランティアに参加した地元県立進修館高等学校の生徒にインタビュー

右：宮島慎二郎さん（普通科3年・持田）
左：江戸悠菜さん（総合学科2年・和田）

宮島さん：ギネス世界記録認定に向けて力になりたいと思い、1年生のときから山岳部の仲間と参加しています。これまで田植え経験がなかった分、稲を植える作業は新鮮でとても楽しかったです。今回のギネス世界記録の達成を学校の先生から聞いたのですが、そのときは本当にうれしく感じました。今後もボランティアとして参加したいです。

江戸さん：昨年初めて参加したときに、みんなの力を合わせて素晴らしいものを作り上げることに達成感を感じました。今年も参加したのは、「もう一度協力していいものを作りたい」という思いがあったからです。ギネス世界記録の認定は、行田の誇りですね。また、実際に古代蓮会館の展望室から実物を見ていないので、これからじっくり観賞したいと思います。

密着 田んぼアートができるまで

1 県の種苗センターで種をまき、苗を育てます。

2 田に水を入れて土を砕いてかきならします。

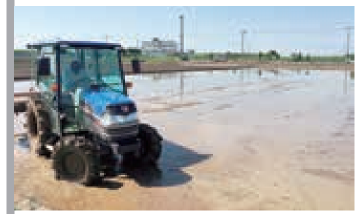

3 測量機器を使って図柄を形成するためのくいを打ちます。

4 くいとくいをひもで結びます。

5 苗を運び、田植えイベントの準備をします。

6 813人で、田んぼアートを描いていきます。

7 6月下旬になると稲が成長し、図柄が見えてきました。

8 7月中旬になると、色合いがはっきりしてきます。

9 季節の移り変わりでさまざまな表情を見せます。

平成23年度から田植え体験に参加している村田さんファミリーにインタビュー

左から村田陽一さん、海斗くん（6歳）、蒼良くん（11歳）、美由紀さん（門井町）

長男が小学1年生のときに、同級生に誘ってもらったことがきっかけでした。今では家族全員「マイ足袋」を持っていますよ。

子供たちは泥んこになって、田植えを楽しんでいました。田植えから稲刈りまで行うこの事業は、日本人の主食である米がどのようにできるかを実際に体験して理解を深めることができるので、子どもはもちろん、大人にとってもとても良いことだと思います。

今年の図柄は、これまでのものと違って雰囲気がかわいらしく親しみやすいと思います。ギネス世界記録に認定されたことにより、さらなるまちのアピールにつながったのではないでしょうか。

「試練に立ち向かい汗を流す日々」

ギネス世界記録挑戦への壁

ギネス世界記録を目指した田植えイベントも無事終了し、上々の滑り出しを見せた今年の田んぼアート。誰もが天候に恵まれ、順調に稲が成長していくことを願っていました。しかし、今年も試練が襲いかかります。田植えイベントから2日後の6月16日に大雨が降り、2日間稲が水没するというトラブルが発生。さらに7月16日には台風の影響で田んぼが浸水し、再び稲がダメージを受けてしまいました。

大雨により水没した稲の様子

ギネス世界記録挑戦への意地

ギネス世界記録挑戦に暗雲が立ち込める中、協議会のメンバーは連日アートの補修作業を行いました。特に「ゆきあそび」という品種の白い稲が大きな被害を受けたことから、重点的にその稲が植えられていた男の子や女の子の顔、「はやぶさ2」に予備の稲を補植したり、肥料を与えたり、雑草を取り除くなどの手入れを続けました。その努力が実り、8月下旬にはアートが復活。「稲の生育状況も十分。地面が見えているところもない」という判断のもと、自信を持って5年越し2度目のギネス世界記録へ挑戦することを決めたのです。

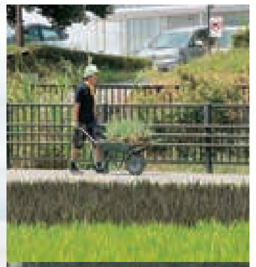

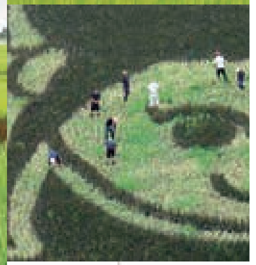

炎天下の中、市職員も連日稲の修復作業を行いました。大雨による水没、猛烈な暑さなど幾多の困難を協議会一丸となって乗り越えたことから、8月下旬には稲が回復。中には穂が出ているものもありました。

稲の育成技術を農家に伝えるなど、田んぼアートの制作に欠かすことができないキーマン

新井良彦さん（埼玉県加須農林振興センター農業支援部技術普及担当部長）

炎天下での補修作業は、体力的に非常につらかったです。中学時代の部活動を思い出しましたよ。二度の大雨による稲の水没でギネス世界記録が達成できるかどうか、私は正直分かりませんでした。しかし、使命感を持って作業を行う市の職員と一緒になって汗を流したことは、自分にとっていい思い出です。「こんなにやったのだから、どうかギネス世界記録に認定されてほしい」。そんな気持ちで作業をしていました。

緊張の審査が開始

9月8日、運命の日がやってきました。「ギネス世界記録達成なるか」。このことはテレビ局をはじめ各報道機関も注目する話題となりました。

雨が降る中、ギネス世界記録公式認定員のグリナズ・ウカソヴァさんが審査会場である古代蓮会館に到着。そして、午前10時過ぎに審査が始まり、実際に田んぼに足を運んで稲の生育状況や古代蓮会館展望室から全景などを入念にチェックしました。予定時間を大幅に超えての審査に、協議会の小林乙三会長は「認定審査に最初から最後まで立会いましたが、公式認定員の的確かつ冷静な質問に終始圧倒され、喉はカラカラ、背中には冷や汗が吹き出していました」と振り返ります。

報道陣が注目する中、稲の成育状況などを入念に審査するグリナズ・ウカソヴァさん

上の写真：ギネス世界記録の認定証を授与され、喜びの表情を浮かべる工藤市長

左の写真：ギネス世界記録達成の発表を受け、くす玉を割り喜びを爆発させる関係者の皆さん

「ついに訪れた歓喜の瞬間」

ついにギネス世界記録達成!!

歓喜の瞬間が訪れたのは、正午過ぎでした。グリナズ・ウカソヴァさんから「田んぼアートは条件を満たし、見事新たなギネス世界記録達成となりました」と発表されると、会場は大きな拍手と歓声に包み込まれました。公式記録は2万7千195平方メートル。「最大の田んぼアート（Largest rice field mosaic）」としてついに長年の目標であったギネス世界記録に認定されたのでした。

工藤市長は「今回で2度目のチャレンジでした。本当によかったという喜びとともに、ほっとしました。世界一となった作品を多くの方に楽しんでもらえるようおもてなしの心でお迎えしたい」とコメント。その他の関係者からも「本当によかった」と感激のあまり涙を流す方もいました。

田んぼアートの見頃は10月中旬まで

最大の田んぼアート（Largest rice field mosaic）は、稲刈りが行われる10月中旬までが見頃となります。日ごとに表情を変える最高傑作を、ぜひこの秋に古代蓮会館展望室から堪能してみてはいかがですか。※古代蓮会館は10月4日㈰まで入館料が半額（大人200円、小人100円）になります。なお、この期間は無休で営業します。

喜びの声

小山さん：このときを迎えるまで田んぼの管理が大変でした。前回認定されなかった分、今回は余計にうれしいです。

野口さん：みんなで勝ち取ったギネス世界記録です。来年はプレッシャーを感じますが、これでさらに仲間との絆が深まり、いい作品ができると思います。

左：小山雅夫さん（埼玉）
右：野口智章さん（小針）
共に田んぼアート米づくり体験事業推進協議会員

行田市の家計簿をお知らせします

平成26年度　決算報告

平成26年度の決算がまとまりました。
決算は、自治体の予算執行や財政運営を明らかにするもので、自治体の家計簿といえるものです。
市民の皆さんからいただいた大切な税金などの収入がどのくらいあって、どのように使われたのかを見てみましょう。

決算の特徴

平成26年度における歳入歳出差引額は、12億円の黒字となりました。

歳入は、次の①～③に掲げる主な要因により前年度と比べ13・6億円増の285・8億円となりました。

①景気回復に伴う企業収益の増加や新築家屋の増加などにより、法人市民税や固定資産税が増加し、市税が0・6億円増加

②地方公務員給与費の臨時特例措置が終了したことなどにより、地方交付税が2億円増加

③斎場式場棟改修事業や小・中学校特別教室エアコン設置事業などの借り入れにより、地方債が11・4億円増加

これに対し歳出は、次の①～②に掲げる主な要因により前年度と比べ18・9億円増の273・7億円となりました。

①自立支援サービス等給付費、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金などの国の施策に伴う事業などにより、民生費が5・7億円増加

②小・中学校特別教室エアコン設置事業、小・中学校トイレ改修事業などにより、教育費が5・3億円増加

今後も多様化する行政需要に対応するため、徹底的なコスト縮減や事業の選択と集中を図るとともに、市税などの収納率向上など自主財源を確保していく必要があります。

一般会計

歳入総額 285億8,094万円【340,136円】前年度比 13億563万円（4.8％）の増

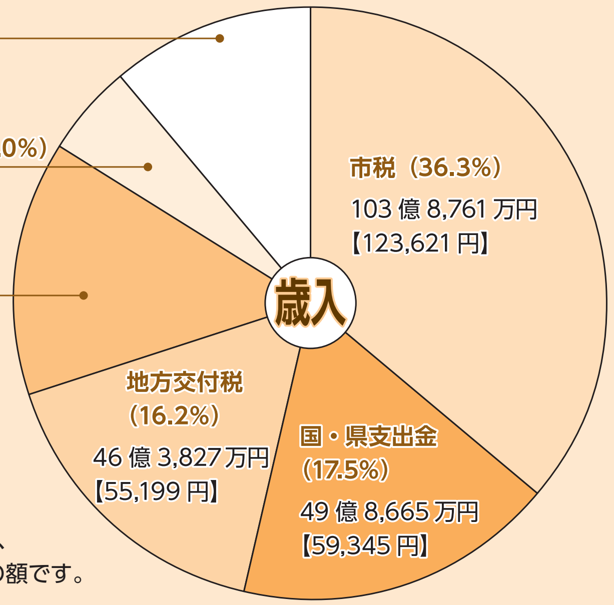

※【　】内の数値は、市民1人当たりの額です。

市税
企業業績の回復や新築家屋の増加を受け、法人市民税や固定資産税が増加したことなどにより、前年度比6,154万円の増。

地方交付税
主に地方公務員給与費の臨時特例措置が終了したことなどにより、普通交付税が前年度比1億9,624万円の増。

市債
斎場式場棟改修事業や小・中学校特別教室エアコン設置事業などの借り入れにより、前年度比11億3,988万円の増。

歳入から歳出を引いた12億1,276万円は、平成27年度に繰り越しました。

歳出総額 273億6,818万円【325,703円】前年度比 18億9,156万円（7.4％）の増

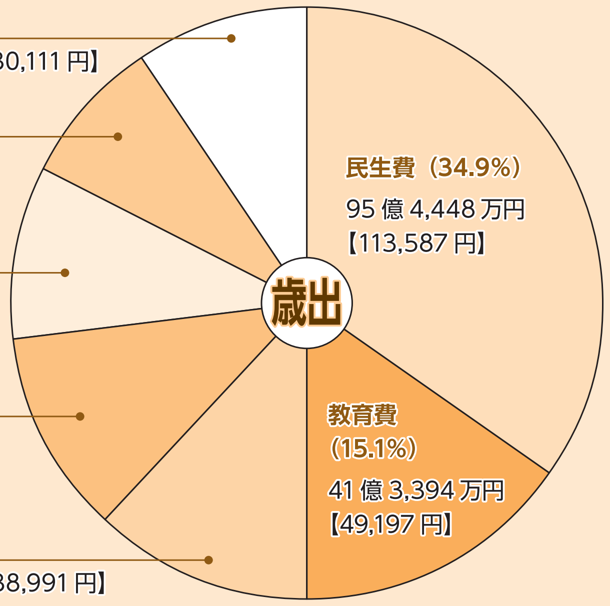

民生費
自立支援サービス等給付費、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の増加などにより、前年度比5億7,290万円の増。

教育費
小・中学校特別教室エアコン設置事業、小・中学校トイレ改修事業などにより、前年度比5億2,746万円の増。

平成26年度に取り組んだ主な事業

ALTによる英語教育

北河原小体育館耐震補強

わらアートの制作

斎場式場棟の改修

教育費
前年度比5億2,746万円（14.6%）の増加

●小・中学校特別教室エアコン設置事業	7億321万円
●小・中学校トイレ改修事業	4億5,125万円
●北河原小学校屋内運動場耐震補強及び改修事業	1億553万円
●少人数学級編制事業	1億1,784万円
●英語教育推進事業	4,590万円
●総合体育館外部改修事業	1億3,279万円

民生費
前年度比5億7,290万円（6.4%）の増加

●障害者自立支援給付事業	11億284万円
●子ども医療費支給事業	2億2,947万円
●放課後児童対策事業	1億2,335万円
●児童手当支給事業	12億8,253万円
●生活保護事業	13億2,794万円

総務費
前年度比2億331万円（7.0%）の増加

●子育て世帯定住促進奨励金事業	3,299万円
●市庁舎雨水貯留浸透施設整備及び舗装改修事業	1億1,318万円
●循環バス運行事業	7,314万円
●防犯灯設置費補助事業	3,844万円
●コミュニティセンターみずしろ耐震補強及び改修事業	1億865万円

その他

●地産地消推進事業	224万円
●田んぼアート米づくり体験事業	807万円
●農道及び農業用排水路整備事業	1億7,323万円
●企業立地促進事業	1億233万円
●わらアート制作事業	300万円
●防災行政無線デジタル化整備事業	1億5,494万円
●消防救急デジタル無線整備事業	1億9,653万円

土木費
前年度比3,393万円（1.0%）の増加

●道路新設改良・維持事業	7億8,321万円
●幹線道路整備事業	2,110万円
●橋りょう新設改良・維持補修事業	3,782万円
●河川等改修・維持管理事業	2億2,709万円
●JR行田駅前広場周辺再整備事業	507万円
●文化ゾーン整備事業	5,037万円

衛生費
前年度比1,445万円（0.6%）の減少

●斎場整備事業	6億5,007万円
●健康づくり推進事業	115万円
●予防衛生事業	1億7,801万円
●ごみ処理事業（可燃・不燃）	5億4,379万円
●資源リサイクル事業	9,651万円
●し尿処理事業	1億2,455万円

特別会計　歳入歳出決算額

特別会計は、特定の事業をより円滑に進めるために、一般会計から分離して別に収支経理を行うもので、国の法律や市の条例によって設けることができる会計制度です。

会計名	歳入決算額	うち一般会計からの繰入金	歳出決算額	翌年度繰越財源	実質収支
国民健康保険事業	99億9,569万円	6億5,000万円	97億3,697万円	–	2億5,872万円
下水道事業	23億3,143万円	11億9,000万円	22億4,387万円	–	8,756万円
交通災害共済事業	3,986万円	–	2,860万円	–	1,126万円
介護保険事業	54億9,691万円	7億4,741万円	53億8,308万円	–	1億1,383万円
南河原地区簡易水道事業	1億3,232万円	4,980万円	1億2,628万円	–	604万円
後期高齢者医療事業	7億7,449万円	1億7,741万円	7億4,188万円	–	3,261万円

※実質収支とは、歳入歳出決算の差引額から繰越事業に充てる財源を控除した実質的な翌年度への繰越額です。

健全化判断比率・資金不足比率

財政の健全度は、実質赤字比率などの４つの指標で判断されます。１つでも「早期健全化基準」を超えると黄色信号、「財政再生基準」を超えると赤信号（財政破綻）になります。平成26年度決算の本市の数値は、全ての指標で「早期健全化基準」を下回っており、本市の財政健全度は青信号です。

健全化判断比率

	H26決算比率	早期健全化基準／財政再生基準	比率の説明	H25決算比率	H24決算比率
				県内市町村での本市の順位	
実質赤字比率	–	12.66%	一般会計の赤字割合を示すもの（赤字がないときは、算定されません）	—	—
		20.00%		全市町村で比率なし	
連結実質赤字比率	–	17.66%	全会計の赤字割合を示すもの（赤字がないときは、算定されません）	—	—
		30.00%		全市町村で比率なし	
実質公債費比率	4.7%	25.0%	一般会計における借金返済額等の割合を示すもの	5.5%	6.0%
		35.0%		28位／63市町村	25位／63市町村
将来負担比率	38.4%	350.0%	一般会計における将来支払う可能性のある負債割合を示すもの	38.1%	38.2%
		—		34位／63市町村	30位／63市町村

※平成24・25年度の実質公債費比率と将来負担比率の順位は、県内全市町村で良いほうから数えた順位です。

資金不足比率

公営企業の事業規模に対する資金不足（赤字）割合を示すもの（資金不足がないときは比率は算定されません）
※資金不足額や剰余額は、一般会計などの実質収支額と合算して、連結実質赤字比率を算定します。

公営企業会計	H26決算比率	経営健全化基準	H25決算比率	H24決算比率
			県内市町村での本市の順位	
水道事業会計	—	20.00%	—	—
			県内全会計で比率なし	県内全会計で比率なし
下水道事業特別会計	—		—	—
			県内全会計で比率なし	県内1会計のみ比率あり
簡易水道事業特別会計	—		—	—
			県内全会計で比率なし	県内全会計で比率なし

行田市の借金の状況を公表します

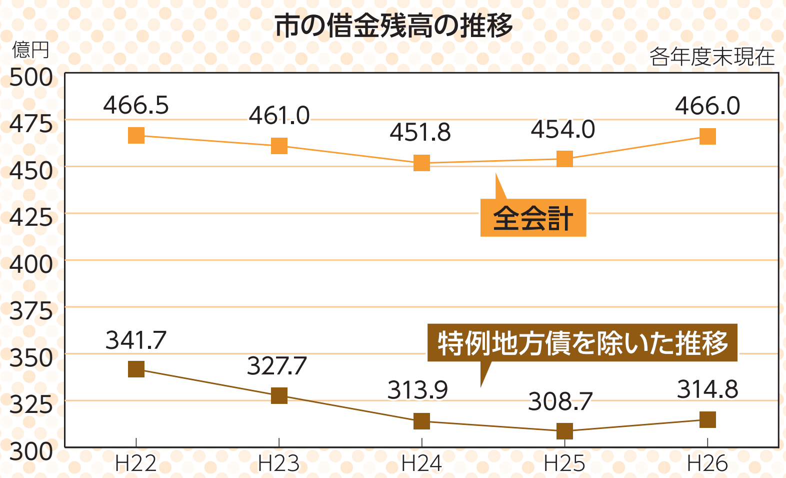

市の借金は、建設事業に充てる他、国の政策による交付税の財源不足や市税の減収を補てんするために借り入れを行っているものがあります。こうした特例地方債は、国の財源不足を反映して増加傾向にあり、市の借金全体の約33パーセントを占めるに至っています。

なお、平成26年度については斎場式場棟の改修や小・中学校特別教室へのエアコン設置など大型事業が重なったため、市債の新規発行額が増加したことにより、市の借金残高が増加しています。

平成25年度決算に基づく財務書類を作成しました

財務書類とは

市では、平成20年度決算から「新地方公会計制度」に基づき、企業会計的な手法を取り入れて市の財務状況を表示する財務書類４表を作成・公表しています。

財務書類４表とは、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」のことで特別会計や一部事務組合、出資法人まで含めた連結財務書類も併せて作成しています。また、平成21年度決算からは施設別や事業別の行政コスト計算書を作成しています。

財務書類作成の意義

財務書類の作成によって、これまでの決算情報による現金収支の状況に加え、「過去の支出によってどのくらいの資産が形成されているのか」「将来にわたってどのくらいの負債があるのか」など、より詳細な財政状況を把握することができます。また、減価償却費などその年に現金支出を伴わないコストも含めて把握でき、行政運営の効率性も知ることができます。

財務書類から分かること　～施設別・事業別の単位当たりコスト～

学校給食センター

市民１人当たり　4,179円
給食１食当たり　280円

郷土博物館

市民１人当たり　926円
入館者１人当たり　801円

市立保育園（３園）

市民１人当たり　2,267円
児童１人当たり　825,661円

ごみ処理事業

市民１人当たり　8,570円
ごみ１kg当たり　25円

市道維持補修事業

市民１人当たり　5,335円
市道１㎡当たり　89円

戸籍住民基本台帳事務

市民１人当たり　1,442円
証明１件当たり　1,205円

※施設別・事業別に計算された総コストから給食費などの収入を差し引き、表示単位で割ったものです。

財務書類は市ホームページ、市政情報コーナー（市役所２階）でご覧になれます。

▶**問い合わせ**　財政課財政担当（内線325）

1人に1つのマイナンバー 通知カードが届きます！

10月5日(月)からスタートする社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）。外国人を含む住民票のある全ての方が12桁の個人番号（マイナンバー）を持つことになりました。この番号をお知らせするために、通知カードが12月までに手元に届きます。マイナンバーは、今後、多くの手続きで必要となる番号です。ここでは、通知カードと個人番号カードについて解説します。

通知カード＋個人番号カード交付申請書

表面

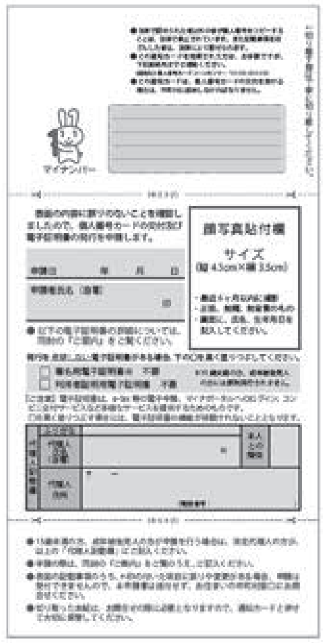

裏面

マイナンバーの通知カードが送付されます

10月中旬から12月までの間に、住民票の住所地にマイナンバー（個人番号）の通知カードが世帯主宛てに簡易書留で送付されます。通知カードは世帯単位で送付されます。封筒の中には、通知カード（個人番号カード交付申請書付き）の他、説明用のパンフレットや返信封筒が入っています。

個人番号カードの申請方法

個人番号カードを希望する方は、通知カードと一緒に送付される個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書に必要事項を記入し、顔写真を添付して返信封筒に入れて送ってください。また、スマートフォンやパソコンを使っても申請することができます。

※顔写真は、縦4・5㎝×横3・5㎝のサイズで、最近6カ月以内に撮影し、正面、無帽、無背景のものをご用意ください。

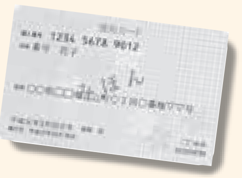

個人番号カード

表面

裏面

教えてマイナちゃん！Q&A

Q　郵便局に転送届けを出している場合は、通知カードは転送されますか。

A　転送されません。後日、市で調査をし、交付します。

Q　通知カードを紛失した場合、どうしたらよいのでしょうか。

A　市民課へご連絡ください。一定の手続きを経た上で通知カードを再発行するか、個人番号カードの交付申請を行っていただくことも考えられます。

Q　個人番号カードは必ず作らなければならないのですか。

A　個人番号カードは希望する方が申請することで作成されます。必ず作らなければならないものではありませんので、必要に応じて申請をしてください。

Q　個人番号カードは有料ですか。

A　初回は無料で作ることができます。紛失や破損などによる再交付の場合は、手数料が掛かります。

Q　個人番号カードに有効期限はありますか。

A　20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し5年となっています。

Q　個人番号カードから色々な個人情報が取り出されませんか。

A　表面に顔写真、氏名、住所、生年月日および性別が記載され、裏面に個人番号が記載されています。他に裏面にICチップが搭載されていますが、中には必要最小限の情報のみが記録され、税関係情報や年金関係情報など、プライバシー性の高い情報は記録されません。

Q　個人番号カードを紛失した場合、どうしたらよいのでしょうか。

A　直ちに個人番号カードのコールセンターへご連絡ください。第三者による不正使用などを防止するため、カードの一時停止を行います。

※【コールセンター】0570－783－578（一部IP電話などでつながらない場合は050－3818－1250）

Q　通知カードが届きました。自分のマイナンバーをみんなにツイッターで知らせてもいいですか。

A　マイナンバーは、法律で認められている場合を除き、利用することができません。大事な番号ですので、ツイッターやフェイスブックなど知らない人も見ることができるSNSなどへの投稿はおやめください。

個人番号カードの受け取り

平成28年1月以降、交付場所などをお知らせする交付通知書（はがき）が申請者の自宅に届きます。必要な持ち物（交付通知書、通知カード、身分証明書など）を持参の上、交付通知書に記載された交付場所に期限までに本人がお越しください。交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定いただくとカードが受け取れます。

※マイナンバーを証明するなど、大切なカードですので、受け取りには厳格な手続きが必要となります。ご理解ご協力をお願いします。

※住基カードをお持ちの方は、受け取りの際にご返却ください。

写真のチェックポイント

サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）
- 最近6カ月以内に撮影
- 正面、無帽、無背景のもの
- 裏面に、氏名、生年月日を記入

【使用できない写真】
- 顔が横向きのもの
- 無背景でないもの
- 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- 背景に影のあるもの
- ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

通知カードは大切に保管してください

平成28年1月から社会保障や税の手続きの際などに必要になりますので、廃棄したり、紛失したりすることのないよう大切に保管してください。また、申請により個人番号カードを受け取る際も必要になります。

▼問い合わせ　市民課市民担当（内線242）または広報広聴課情報担当（内線319）

自動交付機が止まります

10月5日(月)から12月28日(月)まで、自動交付機から住民票の写しが発行できなくなります（住民票以外の証明書の発行はできます）。また、12月29日(火)から平成28年1月3日(日)までは、自動交付機の入れ替え作業のため、全ての証明書が発行できなくなります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▼問い合わせ　広報広聴課情報担当（内線319）

市制施行66周年・文化の日 合併10周年記念式典を開催します

旧南河原村と合併し、新たな「行田市」がスタートしてから今年で10年を迎えます。そこで、合併10周年を市民の皆さんと共に祝う式典を、市制施行66周年・文化の日記念式典と併せて開催します。多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

▼**日時** 11月3日㈫午前10時開式（午前9時30分開場）
▼**場所** 「みらい」文化ホール
▼**内容**
・各分野で功績のあった個人および団体の表彰
・忍中学校吹奏楽部による演奏
・南河原小学校児童による合唱 など
▼**その他** 入場は自由です。
▼**問い合わせ** 企画政策課政策担当（内線309）

増田雅久氏が教育委員会委員に任命されました

9月定例市議会で同意を得て、教育委員会委員として増田雅久氏（長野）が新たに任命されました。

増田 雅久 氏

▼**問い合わせ** 教育総務課庶務担当☎556—8311

岡部のぶ子氏が公平委員会委員に再任されました

9月定例市議会で同意を得て、公平委員会委員として岡部のぶ子氏（行田）が再任されました。

岡部 のぶ子 氏

▼**問い合わせ** 公平委員会事務局（監査委員事務局内・内線324）

女性活躍推進事業第3回セミナー マネジメントセミナー
～生き生き女性を生む人材マネジメント研修～

ＶＩＶＡぎょうだでは、女性の多種多様な働き方を支援するためのセミナーを開催しています。3回目となる今回のセミナーでは、女性が就業を継続し、能力を発揮する利益創出型人材になる上で、阻む作用ともなる企業が抱えるバリア（意識面、手法面）について、各社の事情に合った取り組み方法を紹介します。

▶**日　時** 11月19日㈭午後1時～4時
▶**場　所** ＶＩＶＡぎょうだ学習室
▶**内　容**
・「だから女性はダメなんだ」の間違い
・女性も男性も能力を発揮できる職場環境づくり
・ちょっとの工夫を…両立バリア克服の事例研修
▶**講　師** 油井文江さん（㈱ゆいアソシエイツ代表）
▶**対　象** 管理職および管理職を目指す方
▶**定　員** 30人
▶**参加費** 無料
▶**申し込み** 10月9日㈮～11月13日㈮にＶＩＶＡぎょうだに直接または電話で申し込みください（10月12日を除く月曜日および10月13日㈫は休館）。
▶**問い合わせ** ＶＩＶＡぎょうだ☎556—9301

ぎょうだ 男女共同参画フォーラム2015

竹内 洋岳 さん

社会生活において、男女はそれぞれパートナーとして信頼の命綱を結び、人生という山を登り続けます。そして、お互いを尊重し協力し合ってこそ、頂上を目指せるということを、ヒマラヤ山脈の登頂を果たした経験を交えながらプロの登山家である竹内洋岳さんに語ってもらいます。

▶**日　時** 12月6日㈰
午後1時30分開演（午後1時開場）
▶**場　所** 「みらい」文化ホール
▶**テーマ** 「登り続ける～日本人初8,000m峰14座完全登頂の軌跡～」
▶**講　師** 竹内洋岳さん（プロ登山家、立正大学客員教授、㈱ICI石井スポーツ所属）
▶**定　員** 500人
▶**入場料** 無料（入場整理券が必要です）
▶**入場整理券の配布** 10月14日㈬からＶＩＶＡぎょうだ、地域づくり支援課、中央公民館、各公民館窓口で配布します（ＶＩＶＡぎょうだ、中央公民館は月曜日（祝日の場合は翌日）、各公民館は月曜日が休館）。※地域づくり支援課では月～金曜日（祝日を除く）に配布します。
▶**その他** 手話通訳、ひとときの保育（2歳以上の未就学児の保育・無料）を行います。保育を希望する方は11月20日㈮までに申し込みください（当日申し込み不可）。
▶**問い合わせ** ＶＩＶＡぎょうだ☎556—9301

秩父鉄道秩父本線新駅（持田―熊谷駅間）の名称を募集します

平成29年3月の開業を目指し、本市、熊谷市および秩父鉄道株式会社の3者で共同連携して事業を推進している秩父鉄道秩父本線（持田―熊谷駅間）の新駅の名称を募集します。新駅にふさわしい名前をご応募ください。

▼**新駅の計画概要**
【開業日】平成29年3月（予定）
【実施主体】本市、熊谷市および秩父鉄道株式会社
【設置場所】熊谷市佐谷田地内を中心とする本市および熊谷市の市境区域（持田駅から約1・5キロメートル、熊谷駅から約3・3キロメートル）

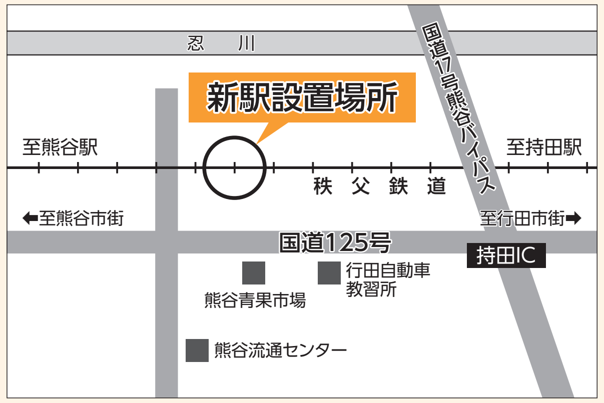

▼**応募方法** 住所、氏名、年齢、電話番号、提案する名称および提案理由を明記の上、11月15日㈰（必着）までに郵送またはEメールで提出してください。【郵送】〒361―8601 行田市本丸2―5 行田市企画政策課【Eメール】shin-eki@city.gyoda.lg.jp
▼**応募資格** 本市および熊谷市に在住または在勤の方
▼**選考および発表** 本市および熊谷市との協議・選考の上、「市報ぎょうだ」平成28年3月号で発表する予定です。
▼**問い合わせ** 同課政策担当（内線308）

ご利用ください 行政相談

行政相談とは、国から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関に関する苦情や意見・要望を聴き、その解決や実現を図るものです。医療保険、年金、雇用、道路（国道）などについて「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」といった疑問や意見などがありましたら、気軽にご相談ください。

▶**行政相談委員**
・大沼榮藏さん
・西山カツ枝さん
・黒田和男さん

特設行政相談
総務省関東管区行政評価局では、10月19日㈪から25日㈰を行政相談週間と定めています。市では特設会場を設置し、関東管区行政評価局職員同席のもと相談を受け付けます。
▶**日　時** 10月19日㈪午前10時～午後3時
▶**場　所** 商工センター 401研修室
▶**参加費** 無料

定例行政相談
毎月第1・第3月曜日の午後1時30分～3時30分（祝日を除く）に、定例行政相談を実施しています。場所などの詳細については、毎月の「市報ぎょうだ」に掲載している「各種相談」のコーナーをご確認ください。

この他、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。
行政苦情110番
▶**電話番号** 0570―090―110
▶**ＦＡＸ** 048―600―2336
▶**インターネット**
https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html

▶**問い合わせ** 地域づくり支援課くらし安心担当（内線252）

行田市男女共同参画推進審議会の委員を募集します

市では、平成24年度から33年度までの10年間を計画期間とする「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定しました。このプランの達成状況を評価するとともに、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議していただく委員を市民の方から募集します。

▶**応募資格** 次の要件を全て満たす方
・平成27年4月1日現在、満18歳以上で市内在住・在勤・在学の方
・平日昼間の会議（年3～4回程度）に出席できる方
なお、次の方は応募できません。
(1)応募日現在、本市の他の附属機関などの委員の職にある方
(2)市職員および市議会議員
▶**募集人数** 3人
▶**任　期** 12月1日～平成29年11月30日（2年間）
▶**応募方法** Ａ4縦の用紙に住所、氏名、性別、年齢、電話番号、応募動機（200字程度）を記入の上、10月31日㈯（必着）までに持参、郵送、ＦＡＸ、Ｅメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361―0032 行田市佐間3―23―6 行田市男女共同参画推進センターＶＩＶＡぎょうだ【ＦＡＸ】556―9301【Ｅメール】viva@city.gyoda.lg.jp
▶**選考方法** 書類選考の上決定し、結果は応募者全員にお知らせします。
▶**問い合わせ** ＶＩＶＡぎょうだ☎556―9301

埼玉県と行田市からお知らせです

税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。
埼玉県・行田市では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。
特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。

滞納整理強化期間
平成27年10月～12月

「彩の国」さいたま 埼玉県　行田市　埼玉県・市町村 個人住民税税収確保対策協議会

▶**問い合わせ**　収納課収納担当（内線236）

いのちを守る森づくり「樹名板づくり（第8回育樹祭）」～この樹なんの樹　樹の名札をつけよう～

行田市森づくり環境再生実行委員会は、森づくりを通して、豊かな自然を育み、緑とふれあうことにより、未来の行田を担う子どもを育成することを目的に活動しています。

今回は、これまでの活動の中で植樹してきた木々の成長を確認しながら、皆さんの手で樹木に名札を付けていただくとともに草取りを実施します。自然とふれあいながら森を育て、森の仕組みを学ぶことができるイベントとなっていますので、皆さんぜひご参加ください。

▶**日　　時**　10月24日㈯午前9時（予定）※小雨決行
▶**場　　所**　総合公園西側
▶**定　　員**　100人（先着順）
▶**参 加 費**　無料
▶**そ の 他**　草取りに必要な鎌などを持参してください。また、汚れてもいい服装でお越しください。
▶**申し込み**　各公民館や公共施設で配布している申込用紙または任意の用紙に、氏名、年齢、所属（学校など）、学年、住所、電話番号を明記の上、10月14日㈬までにFAXまたはEメールで行田市森づくり環境再生実行委員会事務局（都市計画課内）に提出してください。【FAX】553―4544【Eメール】toshi@city.gyoda.lg.jp ※FAXおよびEメールでの申し込みができない方は、電話での申し込みも可。
▶**問い合わせ**　同課公園担当（内線5604）

ご参加ください「市政懇談会」

市民の皆さんの声を聴き、市政について意見交換を行う「市政懇談会」に参加してみませんか。

次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▶**開催日時・場所**
【星河地区】
10月20日㈫午前10時30分～正午
・星河公民館
【長野地区】
10月29日㈭午後7時～8時30分
・長野公民館
【荒木地区】
11月10日㈫午後7時～8時30分
・荒木公民館
▶**対　　象**　該当地区に住んでいる方
▶**そ の 他**　申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
▶**問い合わせ**　広報広聴課広報広聴担当（内線318）

行田市総合公園プール施設の解体工事を実施します

行田市総合公園プール跡地に多目的グラウンドを整備するため、既存のプール施設の解体工事を10月中旬から平成28年3月末ごろ（予定）まで実施します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▶**問い合わせ**　都市計画課公園担当（内線5603）

第41回菊花展

▶**展示期間**　10月31日㈯～11月15日㈰
▶**場　　所**　郷土博物館
▶**展示菊花**　厚物、管物、福助、ダルマ、懸崖など
▶**主　　催**　行田市、行田市菊花連絡協議会
▶**問い合わせ**　商工観光課観光担当（内線382）

第36回行田商工祭・忍城時代まつり

▶**日　　時**　11月15日㈰午前10時～午後4時
▶**場　　所**　市役所駐車場周辺
▶**内　　容**　地元商工業者による物産大バザール、アトラクションなど
▶**主　　催**　行田商工会議所
▶**問い合わせ**　同会議所☎556―4111

「わらアート」制作ボランティアを募集します

田んぼアートの稲わらを使った巨大なオブジェを一緒に作ってみませんか

とば編み

わらアート制作

とば編み（わら編み）作業ボランティア
▶**作業期間**　11月9日㈪～13日㈮
▶**作業場所**　環境課倉庫（緑町13―12）
▶**内　　容**　わらアート制作に欠かせない「稲わら」を編みこむ作業

わらアート制作作業ボランティア
▶**作業期間**　11月18日㈬～27日㈮
▶**作業場所**　古代蓮の里
▶**内　　容**　とば編みしたものを、組み立てた骨組みに取り付ける作業

とば編み作業・わらアート制作作業ボランティアいずれも
▶**作業時間**　午前9時～午後3時
▶**申し込み・問い合わせ**
10月30日㈮までに直接または電話で商工観光課観光担当（内線382）

ベスト足袋ニストコンテスト

▶**日　　時**　11月15日㈰午後2時30分～3時30分
▶**場　　所**　産業文化会館前特設ステージ
▶**内　　容**　第36回行田商工祭・忍城時代まつりでベスト足袋ニストコンテストを開催。老若男女問わず「最も足袋をかっこよく履きこなしている人」を選出します。
▶**参 加 費**　無料
▶**賞**　①和装部門賞②洋装部門賞③コスチューム部門賞各1人、各部門受賞者の中から最優秀賞「ベスト足袋ニスト」1人を選出
▶**申し込み**　コンテストホームページまたは行田商工会議所で配布するエントリーシートに必要事項を記入の上、10月31日㈯までに持参または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361―0077 行田市忍2―1―8　ベスト足袋ニストコンテスト事務局（行田商工会議所内）
▶**問い合わせ**　同事務局（行田商工会議所内）☎556―4111

プレミアム付き共通商品券を販売します

▶**販売日時**　11月8日㈰午前9時
※完売次第終了
▶**販売場所**　商工センターホール
▶**販売単位**　1万円（1,000円券10枚にプレミアム分3枚を加えた合計13,000円分）
▶**購入資格**　市内在住・在勤・在学の18歳以上の方
▶**購入限度額**　1人10万円
▶**利用期間**　11月8日㈰～平成28年2月20日㈯
▶**利用できる店舗**　プレミアム付き共通商品券取扱参加加盟店（店頭にポスターを掲示しています）
▶**利用できない商品**　電子マネー、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものおよびたばこ、仕入決済など
▶**発行団体**　行田市商店会連合会
▶**そ の 他**　販売日当日は混雑が予想されます。車でお越しになる場合は、商工センター駐車場、産業文化会館駐車場および臨時駐車場をご利用ください。市役所駐車場には駐車しないようお願いします。
▶**問い合わせ**　同連合会☎556―8003

ぎょうだふるさと検定にチャレンジしませんか

本市の歴史・文化など行田についてもっと知りたい、学びたいと思っていませんか。このたび「ぎょうだふるさと検定」を実施しますので、ぜひこの機会に勉強してみてはいかがですか。

▶**問題集配布期日**　10月16日㈮
▶**問題集配布場所**　各公民館、行田商工会議所、南河原商工会、商工観光課※市観光協会ホームページからダウンロード可
▶**そ の 他**　解答集は11月20日㈮から問題集と同じ方法で配布します。
▶**問い合わせ**　同課観光担当（内線389）

平成28年度 学童保育室の入室受け付けを開始します

▶**入室期間**　平成28年4月1日～平成29年3月31日
▶**対　　象**　保護者の就労などにより昼間常時留守家庭の小学生
▶**申込書類配布および受付期間**　11月2日(月)～20日(金)　※11月20日までに提出しなかった場合は、二次申請扱いとなります。
▶**配布場所**　【学区内に学童保育室がある場合】学童保育室または子育て支援課
【学区内に学童保育室がない場合】 同課
▶**受付場所**　入室を希望する学童保育室（受付時間は午後1時～7時）

学区域	名　称	場　所	電話番号
中央小	中央学童保育室	中央小学校敷地内	556−0402
中央小 南　小	みずしろ学童保育室	本丸5−10 コミュニティセンターみずしろ3階	556−1139
西　小	西学童保育室	西小学校校舎内	556−1143
東　小	東学童保育室	東小学校敷地内	556−5231
北　小	北学童保育室	谷郷2486−3 旧上谷第一住宅跡	556−7219
桜ヶ丘小	さくら学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	552−0556
南　小	【新設】南第一学童保育室 ※平成28年4月開室予定	南小学校校舎内	未定
	南第二学童保育室 ※南学童保育室から名称変更予定	南小学校敷地内	552−0577

学区域	名　称	場　所	電話番号
太田西小	太田西学童保育室	太田西小学校校舎内	554−2448
泉　小	泉太井学童保育室	泉小学校敷地内	554−5808
	太井学童保育室	太井保育園敷地内	556−5340
埼玉小	埼玉学童保育室	埼玉小学校敷地内	559−2500
南河原小	南河原学童保育室	南河原支所内	557−3331
下忍小	下忍学童保育室	下忍小学校敷地内	556−8840
荒木小	荒木学童保育室	荒木小学校校舎内	557−5430
星宮小	学童保育室が設置されていないため、学童保育室送迎支援事業をご利用いただき、学区外の学童保育室に入室申請することができます。		
須加小			
太田東小			
北河原小			

▶**注意事項**
- 現在入室している方も、毎年申請が必要です。
- 入室決定は申し込み順ではありません。お子さんの学年や保護者の就労状況などを審査し、入室の必要性が高い順に決定します。
- 平成28年4月に開室予定の南第一学童保育室を希望する方は、現在の南学童保育室で申請書類の配布と受け付けを行います。なお、南第一学童保育室の開室に伴い、現在の南学童保育室は、南第二学童保育室へ名称を変更する予定です。
- みずしろ学童保育室は、中央小と南小の共同学区域の学童保育室です。

▶**問い合わせ**　同課子育て支援担当（内線262）

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

子育て世帯臨時特例給付金は、提出期限を過ぎると申請できなくなります。申請がお済みでない方は、必ず期限内に申請してください。

▶**申請期限**　12月10日(木)まで
▶**受付時間**
月～金曜日（祝日を除く）　午前8時30分～午後5時15分
日曜日　午前8時30分～正午
▶**申 請 先**　子育て支援課
▶**対　　象**　平成27年6月分の児童手当の受給者
（ただし所得限度額以上（特例給付）の方は支給されません。）
▶**支 給 額**　対象児童1人につき3,000円
▶**そ の 他**
- 支給対象者へは5月下旬に申請書類を送付していますので、ご確認ください（申請書類は、子育て支援課窓口でもお渡ししています）。
- 申請書類は、平成27年5月31日現在お住まいの市町村へご提出ください。
- 公務員の方は勤務先から申請書が配布されています。

▶**問い合わせ**　同課子育て支援担当（内線262）

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

県では、平成28年4月に中学校へ入学する児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない児童を養育している養育者に、中学校入学準備に必要な経費の一部を助成する「ひとり親家庭児童就学支度金支給制度」を実施しています。

▶**対　　象**　市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない児童を養育している養育者で、市町村民税非課税世帯の方（ただし生活保護受給中の世帯を除く）
▶**支 給 額**　平成28年4月に中学校入学予定の児童1人につき10,000円
▶**申請方法**　振込先金融機関の通帳（保護者名義のもの）を持参の上、12月25日(金)までに子育て支援課へ申請してください。
※受付期限を過ぎると、受給資格があっても受け付けできませんのでご注意ください。
▶**そ の 他**　配偶者と1年以上手紙や電話などの連絡がなく音信不通の状態が継続している場合や、配偶者が障害により長期間仕事ができない場合なども該当となりますので、同課までご確認ください。
▶**問い合わせ**　同課子育て支援担当（内線292）

平成28年度 保育所などの入所受け付けを開始します

▶**入所時期**　平成28年4月
▶**対　　象**　保護者の就労などにより、保育所などでの保育の必要のある乳幼児
※利用に当たっては、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
▶**申請書類の配布および受付期間**　10月19日(月)～11月20日(金)
※11月20日までに提出しなかった場合は、二次申請扱いとなります。
▶**配布場所**　入所を希望する保育所など
▶**受付場所**　第一希望の保育所など

名　称	住　所	電話番号
認可保育所（対象年齢：0歳児～5歳児）		
若葉保育園	行田11−10	556−2797
和光保育園	佐間3−20−3	556−2503
白鳩保育園	駒形2−7−7	554−5221
ホザナ保育園	荒木1590−1	559−1543
太井保育園	棚田町1−58−10	556−5340
小羊チャイルドセンター	若小玉3547−1	556−7753
太田保育園	藤間510−3	559−3644
行田保育園	荒木4961	557−2943

名　称	住　所	電話番号
埼玉保育園	埼玉4595−1	559−2433
持田保育園	城西4−3−4	556−5456
長野保育園	長野1−34−5	553−3177
南河原保育園	南河原851	557−3234
地域型保育事業所（対象年齢：0歳児～2歳児）		
たけのこ保育室	門井町2−17−7	553−0378
長澤家庭保育室	駒形2−11−11	554−2539
あゆみ保育園	棚田町1−50−1	553−5277

▶**注　　意**
- 市外の保育所を希望する場合も本市へ申込書を提出してください。申請書類は、10月19日(月)から子育て支援課で配布します。
- 現在入所が保留になっている方、あるいは保育所などの転園を希望する場合も新たに申請を行ってください。

▶**問い合わせ**　同課保育担当（内線263）

平成28年度 私立幼稚園入園児の募集を開始します

私立幼稚園では、特色ある保育内容と子どもの年齢に合わせたカリキュラムを用意しています。

▶**募集年齢**　2年保育：平成23年4月2日～24年4月1日生まれ
3年保育：平成24年4月2日～25年4月1日生まれ
4年保育：平成25年4月2日～26年4月1日生まれ
▶**願書の配布場所**　各幼稚園で10月15日(木)より願書を配布します。
▶**受付開始**　11月1日(日)または2日(月)
※受付開始日は各園で異なるため、各幼稚園へ問い合わせください。
▶**願書の提出先**　入園を希望する幼稚園
【募集幼稚園】

幼稚園名	住　所	電話番号
老本幼稚園	旭町16−38	553−2771
行田幼稚園	富士見町2−27−5	554−5169
富士見ヶ丘幼稚園	駒形1−9−7	556−7494
ホザナ幼稚園	本丸11−20	555−2301

幼稚園名	住　所	電話番号
まつたけ幼稚園	門井町2−19−9	554−7348
南河原幼稚園	南河原777−2	557−0234
やごう幼稚園	谷郷2−5−1	554−5752
やなぎ幼稚園	渡柳563−3	559−1001

▶**そ の 他**
- 平成28年度は、市内全ての幼稚園は子ども・子育て支援新制度へは移行しません。そのため、入園に当たって市の認定を受ける必要はありません。また、保育料などは、各幼稚園が定める額を納めていただきます。
- 保護者の所得に応じて市から保育料の補助があります（年額9,000円～308,000円）。
- 長時間保育や夏休み中の預かり保育なども実施しています。詳しくは、各幼稚園へ問い合わせください。

▶**問い合わせ**　各幼稚園

新しい国民健康保険被保険者証をご使用ください

9月30日㈬で有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証（保険証）の更新に伴い、新しい保険証を簡易書留郵便でお送りしました。10月1日㈭以降に医療機関で診療を受けるときは、必ず新しい保険証（灰色）を提示してください。また、旧保険証は各自で処分してください。

加入・喪失手続きはお早めに

国保に加入するときや職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、資格を得た日までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると、国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となりますので、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診療を受けた場合は、国保が負担した診療費を国保に返金していただくことになります。

▶**問い合わせ**　保険年金課国保担当（内線271）

ふれあい福祉健康まつり

▶**日　　時**　10月17日㈯午前9時30分〜午後2時30分（雨天の場合は10月18日㈰）
▶**場　　所**　産業文化会館南側芝生広場および市民プール脇駐車場（西側一部）
▶**内　　容**　手作り作品の即売、バザー、団体PRの展示、飲食コーナー、アトラクションなど
▶**主　　催**　行田市ふれあい福祉健康まつり実行委員会
▶**共　　催**　行田市、行田市社会福祉協議会
▶**問い合わせ**　同協議会☎557—5400

国民健康保険の人間ドック・脳ドック検査料助成制度が変わります

10月1日㈭から、国民健康保険の人間ドック・脳ドック検査料の助成を受けることができる対象の方が変わります。

▶**変更後の対象**　次の全てに該当する方
- 検査当日において行田市国民健康保険に加入してから4カ月以上経過している方
- 検査日当日満35歳以上の方
- 国民健康保険税が課税されており、国保税の滞納がない世帯の方

▶**そ の 他**　助成金額、申込方法などの変更はありません。
▶**問い合わせ**　保険年金課国保担当（内線271）

行田市国民健康保険に加入の40歳〜74歳の皆さんへ 特定健康診査を受けましたか

特定健康診査は、身体計測や血液検査などの簡単な検査で、潜在している病気を発見したり、将来生活習慣病になりやすいリスクがあるかを確認したりすることができます。生活習慣病から発生する病気にかかると、知らず知らずのうちに体をむしばんでいくため注意が必要です。

ぜひ年に一度は特定健康診査を受診し、大切な体をチェックしてください。

▶**受診期間**　平成28年2月29日㈪まで
▶**特定健康診査を受診できる方**
平成27年4月1日現在、行田市国民健康保険の加入手続きをした方で、今年度（平成28年3月31日現在）40歳〜74歳の方
※対象者には、5月下旬に受診券を送付しています。紛失などで手元にない場合は、保険年金課へ問い合わせください。
▶**注　　意**　年度途中で社会保険へ加入した方や市外に転出した方は、行田市国民健康保険の特定健康診査は受診できません（加入した社会保険や転出先の国民健康保険にお尋ねください）。
▶**費　　用**
【70歳〜74歳】無料
【70歳未満】500円（受診時に窓口でお支払いください）
※市・県民税非課税世帯の方は費用が免除されるので、受診前に受診券を持参の上、同課までお越しください。
▶**申し込み**　特定健康診査受診券、国民健康保険被保険者証（保険証）を持参の上、受診を希望する健診実施医療機関へ申し込みください。
※健診実施医療機関は、受診券と同封のパンフレットに一覧を掲載しています。

受診勧奨はがきと電話での受診をお勧めしています

保険年金課では、特定健診を多くの方に受診していただくために、はがきや電話で受診をお勧めしています。

電話では、併せて特定健診の受診についての確認をさせていただいています。

※電話の際、金銭の振り込みなどを依頼することはありません。既に健診を受診済みの方、または行田市国民健康保険の被保険者でなくなった方については、行き違いがあるかもしれませんがご了承ください。

市外の医療機関で人間ドッグを受診し、検診結果を保険年金課に提出した方に対して、市内共通商品券（2,000円分）を贈呈します。健診結果と印鑑を持参の上、同課にお越しください。

▶**問い合わせ**　同課国保担当（内線271）

障害者手帳の大きさ、色、表記が統一されます

埼玉県では、10月1日㈭から3種類の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の大きさ、色、表記を次のとおり統一します。

対象となるのは、10月以降①新たに手帳を取得する方、②再認定、再判定、更新が必要な方、③紛失などにより再交付が必要な方です。現在お持ちの手帳はそのまま利用できますが、新しい体裁の手帳に替えることを希望する場合は、福祉課障害福祉担当にご相談ください。

▶**大きさ**　現在の身体障害者手帳の大きさ
▶**色**　紺色（文字は金色）
▶**表記**

【現行】

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
身体障害者手帳 埼玉県 ※赤色	療育手帳 埼玉県 ※緑色	障害者手帳 埼玉県 ※水色

【10月以降】

障害者手帳
埼玉県

▶**問い合わせ**　同課障害福祉担当（内線265）
【FAX】554—6701

戦没者などのご遺族の皆さんへ
〜第10回特別弔慰金が支給されます〜

戦後70周年に当たり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

▶**対　　象**　平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の優先順位に該当する遺族1人に支給します。
①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
②子
③生計関係のあった（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹
④③以外の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹
⑤①〜④以外の三親等内親族で一年以上生計関係のあった方
▶**内　　容**　額面25万円の記名国債（5年償還）
▶**請求期限**　平成30年4月2日㈪
▶**そ の 他**　請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができません。
▶**請求窓口・問い合わせ**　福祉課トータルサポート推進担当（内線279）

第17回行田市障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会

▶**日　　時**　11月14日㈯午前10時〜午後0時30分（午前9時30分から受け付け）
▶**場　　所**　行田グリーンアリーナ
▶**内　　容**　障害者（児）とその家族およびボランティアが、互いに交流を深めるとともに、障害者（児）の健康増進と社会参加を促進します。
▶**対　　象**　市内在住・在勤・在学の障害者（児）
▶**種　　目**　風船バレー、卓球バレー、ボッチャ、STT、フライングディスクなど
▶**参 加 費**　無料
▶**持 ち 物**　運動しやすい服装、タオル、上履き
▶**そ の 他**　当日のボランティアを募集していますので、協力していただける方は10月16日㈮までに行田市社会福祉協議会（☎557—5400）へ申し込みください。
▶**申し込み**　福祉課で配布している申込用紙に必要事項を記入の上、10月16日㈮までに直接同課
▶**問い合わせ**　同課障害福祉担当（内線265）【FAX】554—6701